

第 766 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 3 月 25 日 (月) 14 時 00 分～15 時 50 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) するめいかに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について
(資料 1、1-2)
- (2) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について
(資料 2、2-1～2-4)

2 指示事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について
(資料 3)

3 協議事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について
(資料 4)

4 報告事項

- (1) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 5)
- (2) 太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について (資料 6)
- (3) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について
(資料 7、7-1～7-2)
- (4) 定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について (資料 8-1～8-3)

5 その他

- (1) 委員会の開催に係る議事事項の確認について
- (2) 令和 6 年 5 月及び 6 月の委員会開催日程について
- (3) その他

[参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 3)

[配布資料]

- ① 水産神奈川 第 568 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、
山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、村尾主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第 766 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 2 件、指示事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 4 件と、その他となっております。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

宮川委員、山田委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは、宮川委員、山田委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「するめいかに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 照井 G L

【資料 1 に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのようにいたします。

続きまして諮問事項（2）「くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 照井 G L

【資料 2 に基づき説明】

議 長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、福本委員。お願いいたします。

福本委員

先ほどおっしゃっていた内容は国から降りてきた数字だと聞こえたのですが、これは国が決める数字であって、神奈川県の水産課は何の関与もできないという話でよいのでしょうか。

水) 照井G L これは国から一方的に示される数字でございまして、去年も同じ数字が示されております。

 昨年の実績等に基づき、例年ですと、国の方から追加配分がある見込みでございまして。

福本委員 獲ったものに対して報告して枠を増やそうと思っっていると思うのですけれども、捨てたトン数をなぜ報告しないのですか。廃棄したものを報告しないというのは、何の意味もないのではないですか。

 獲ったものは当然報告できるわけですが、そういうことであれば、枠は増えないではないですか。例えば1,000トン捨てたというのであれば、1,000トン捨てましたと報告するのと、何もなかったというのでは違うと思うのです。

 皆さんそうだと思いますが、獲ったものは組合から報告をするけれども、捨てたものに対しての報告はなぜしないのですか。それをしなければ何の意味もないのではないですか。

水) 照井G L わかりました。御意見は承りまして、国とも相談したいと思います。

水) 石黒担当課長 今委員がおっしゃられたとおり、ある意味、逃した量はその定置網等で獲った量ということで勘案すべきではないかと思っております。

 その件については国などの会議の中でも話題にはなっておりまして、国としては、逃した量をなかなか証明することができないといったことを含め、難しいということです。その辺りについては県でも意見を述べながら、今後どうしていくのか議論がされているところです。

 本日そのような意見を伺いましたので、改めて、そういった場で国とともに議論を行っていきたくと考えております。

福本委員 今の説明はわかりますが、実際この前250キログラムのマグロが33本入ったのです。しかし、2トンの枠でしたので、4トン捨てたのです。その4トンは測って捨てたのです。測ったということは、証明されるわけではないのですか。そういうことをなぜしないのだと思うわけです。売るのは2トンで、逃がすものは関係ないですよという話ではないですか。

 実績がないですとか証明できないという話ですが、実際には証明できたわけですから。それを全然なかったようなことにしているというのは、枠を増やそうという気持ちがないのではないですか。

水) 石黒担当課長 現時点では、国が前年度実績といったことを踏まえて、例えば、県の消化枠がどの程度あるかといったところで枠の配分がプラスアルファされる、あるいは逆に減らされるということが実際にあります。

今委員がおっしゃったとおり、今回はきちんと測ったということで、量を把握できると。一方で、いわゆる混獲など、枠を超える分については基本的に返しなさいということで、測って逃がせないという場合も出てくるわけです。

そういったところを含めてどのように調整していくか、おそらく国でまだ正式な話をされてないということもあると思いますので、我々だけで決める話ではありませんが、そういった意見が国の会議に出ているのは承知しておりますので、改めて、具体的にどのような理由でできないのか、こういった課題があるのかということも含め、国と意見交換をさせていただければと思います。

福本委員

それが始まったときから、死んだものでも捨てろと言われてきました。死んだものというのは測れるわけです。最初から既に分かっていたわけではないですか。

もっと言いたいのは、国のトン数が1万1,000トンとある中で、神奈川はなぜ12トンしかないのですか。12トンなど、あってもなくても一緒ぐらいの話ではないですか。

全国の実績の中で、というのはわかります。ですが、実績と言いますけれども、実際もう増えて逃がしている、殺しているわけですよ。それで何も動かないというのは、違うのではないのでしょうか。実際この前、売れば1,200万であったところを800万捨てているのです。

水) 石黒担当課長

そういった実態を含め我々が当然伝えなければいけないと考えております。一方で、この枠については国際条約の中で全体が決まってしまっております。

福本委員

わかっていますが、1万1,000トンあるわけではないですか。神奈川はなぜ12トンなのだとおっしゃっているわけです。

水) 石黒担当課長

神奈川は今、40トンです。

福本委員

それは小型魚の話でしょう。大型魚は12トンではないですか。

水) 石黒担当課長

大型魚は6.6トンです。

福本委員

次は6.6トンなのですか。減らされていませんか。

水) 照井GL

例年、年度当初は6.6トンで、追加の配分がございます。

福本委員

この前、4トン逃して、10日ほど後に3トン増えましたと言われました。4トン捨ててからですよ。

神奈川県中から、2トンという枠の中で、情報が早いので、マグロ漁業の関係者が皆、佐島に集まったのです。2トン以上は絶対売らないでください

よと、皆が見ているわけです。やらないですけれども、持っていくことも、自分で食べることもできません。その際に言われたのですが、小田原、三崎といった主要な港に電話してくれと言うのです。今日まで2トンだけれども、他で獲れていたら、例えば小田原で1トンあるのでしたら1トンのみです、ペナルティが来ますのでと。

ですから、その日までに2トンというのは、漁師同士でもそういったいさかいになってしまうわけです。どこで上がっていても佐島で2トンといったルールも決めなければならないと思います。その日に情報が集まって、夕方頃に、明日から駄目ですとなるのが普通ではないですか。小田原が先だから小田原が2トンで、佐島は獲ってはいけないという話になるのは、おかしいのではないですか。そういう問題点もあるのではないかと思います。それが、この前実際に起きたわけです。そういった細かいルールまで話し合わないと、神奈川県全体で揉めるような話になってしまうのではないかと思います。

先ほど言いましたけれども、6トン獲れて2トンですが、例えば来年の枠にまわしてもらえるのであれば、それを全部揚げることができます。そうすれば無駄がなくなるのではないですか。全体で話し合わなければならないかと思いますが、そういうふうに決めていかないと無駄になってしまうと思います。300キログラム近いマグロが死んでしまったものを逃がすというのは、無益な殺生ですし、何とも言い難いです。やはり、トン数が少なすぎませんか。

枠が一杯になった後に定置網にマグロが入り、揚げないで放した場合、入っている魚はどうしてくれるのですか。調べたところによると、マグロ以外の魚には保険が出ますが、マグロには出ないのです。マグロと一緒にタイが入っていたとして、タイは何匹入っていたからいくら補償しますという保険はありますが、マグロに関しては、いくら逃がしても一切ないのですよ。

マスコミ等で全国的に、4トンのマグロ、300キログラムのものを二十何本捨てる映像が出たら、問題になると思いますよ。

水) 石黒担当課長

委員がおっしゃるとおり、現行の資源管理の取組みの中では、このようなマグロを逃がすという行為を行わざるを得ないのが現状だと思います。

近年、皆様の取組みの成果でくろまぐろの資源が増えているということは現場の感覚として認識されている中で、国際条約で今回枠が決まっております、今年、来年についても増えないという状況でございます。

ですので今後、くろまぐろに限らず、資源管理についてそのような御意見

や課題が出てくるかと思えます。そのような状況で、全国共通のルールの中での取組みにはなってきますけれども、各県の事情については、県からそういった会合の場等を含めて、7年度に向けての漁獲の割当等の調整が行われてくるかと思えますので、課題も含め本県の事情について伝えていくという立場で臨んでいきます。

青木勝海委員

先日、小田原市場で少し揉めたことがあるのです。神奈川県は1.5キログラムでしょう。静岡県はもっと下で、1キログラムでも出せるのです。

これを全国一律にしてもらわないと困ります。神奈川県の人には売れないので、静岡に持っていかれてしまうのです。

福本委員

県で違うのですか。全部が1.5ではないのですか。

青木勝海委員

そうなのです。

ですから、全国一律にしてもらわないとトラブルが起きてしまいます。

大阪では700グラムでも市場に出ていますね。なぜ神奈川県は1.5キログラムなのですか。1キログラムでも良いのではと思うのですが。

水) 照井GL

そういった意見も踏まえて検討させていただきたいと思えます。皆さんと御相談させていただきながら決めていきます。

青木勇委員

今のことでなぜ不公平かといいますと、結局これ、漁獲実績で配分を決めているのですよね。

水) 照井GL

はい、そうです。

青木勇委員

神奈川県は1.5キログラムでやっているのに、他県ではもっと小さい魚も獲っているわけです。そうすると、それだけ実績として上がりますよね。

神奈川県はどんどん少なくなってしまうのではないですか、漁獲実績でやっていくと。

水) 石黒担当課長

今お話のあった1キログラムか1.5キログラムかというお話ですが、我々も、静岡から1.5キログラム未満のくろまぐろが小田原市場に水揚げされるという話は伺っております。静岡が1.0で、神奈川は1.5キログラム、このルールですけれども、もともと1.5キログラムと神奈川県で決めたのは、漁業者さんの意見を聞きながら資源管理方針協議会等の中で決められたというふうに聞いております。

なぜ静岡が1キログラム、本県が1.5キログラムで500グラムがプラスとなっているのか完全には調べきれませんが、そこについても経緯を調べまして、どの数字が良いのか、資源管理という目的の中で本県の場合は1.5キログラムと決まったと思うのですが、そこについても改めて確認したいと思えます。

青木勝海委員 せめて一都三県くらい、同じ目方にして欲しいですね。

水) 石黒担当課長 近県で同じ市場に水揚げされる可能性があるという中で、そのルールが違うというのは当然現場の混乱を招く原因にもなりますので、そこは近県の実態も含めてどういう形が一番良いのか検討させていただきたいと思っております。

玉置委員 今の話で現行の 1.5 キログラムを 1 キログラムに変えるという場合、どういう手続きが必要なのですか。

水) 石黒担当課長 この委員会で決められるものなのですか。

玉置委員 その辺につきまして、申し訳ありませんが、確認し次回報告させていただきます。

福本委員 余計に漁業者の皆さんを苦しめないよう、せめて、よその県と一緒に 1 キログラムに揃えたほうが良いように私は思います。

青木勇委員 以上です。

水) 石黒担当課長 1.48 キログラム、相当捨てましたよ。1.5 キログラムはもう全国的な話だと思っていたので。

福本委員 すべての県の配分が一律なら良いのですよ。例えば、各県が 20 トンなら 20 トンで全て一緒なら良いのです。

水) 石黒担当課長 過去の実績で按分されていくと、神奈川県はどんどん下がってってしまうのではないかと思います。

福本委員 そうですね。実績に基づいて、消化枠の何%以上の場合にはプラス、何%以下だったらマイナスという漁獲枠が出てきてしまいます。そういったことも含め、また、決めた当時はそれほど獲れなかったという実態もあったかと思っておりますのでそのような決めが行われたかと思っておりますが、近年の実態はまた変わってきていますので、それを勘案して検討しなければいけないと考えております。

水) 照井G L 話は戻りますけれども、4月以降は 6.6 トンなのですか。

福本委員 はい。国から示されている数字が 6.6 トンになっております。

水) 照井G L なぜ昨年 12 トンあったものが 6.6 トンなのですか。

福本委員 去年もこの時点では 6.6 トンで、その後追加がありました。

水) 照井G L そうすると、4月1日に 12 トン獲れたら 6 トンほど捨てなければならぬ話ですし、それでも年度末には 12 トンになっているということに何の意味があるのですか。先ほども言いましたが、4 トン捨ててから 3 トン増えたとして、何の意味があるのですか。もしそういう枠があるのであれば最初からやらないと、いつ獲れるかわかりませんし、来年獲れるかもわかりませ

ん。獲れないかもしれないのに捨てたわけではないですか。

来年の枠があるのでしたら、繰り越し、繰り越しで、もう何十年も繰り越してくれれば良いのではないですか。1トンの枠であっても30年あれば30トンになりますので。そういうことで動いて欲しいと言っているのです。それで6.6トンから増やすのであれば、最初から12トンにしてください。12トンでも少ないですが、最初から6.6トンは、ないのではないですか。

水) 石黒担当課長

枠の増加等につきましても、これまでの制度で増える部分、それから譲受け・譲渡しということで、大型魚を消化していない県からの譲受けもあります。ですので、基本として国から年度当初に割り当てられたのは6.6トンですけれども、他の県の漁獲状況等の中で譲渡があれば、本県はいつでも必ず手を挙げておりますけれども、今後そういった中で増えるということです。

今のところ現行制度の中でこのように割り当てられておりますので、まずはこの6.6トンでスタートさせていただきたいということと、漁期によって一本釣りの漁業者さんと定置の漁業者さん、それぞれ必要となる時期なども勘案しなければならないと思っておりますので、その辺も含めて、引き続き漁業者さんとも調整しながら、本県に割り当てられた漁獲量をどう有効に活用していくか検討したいと考えております。委員がおっしゃるように、国の制度の中で意見を伝えながら、運用してもらえるようにしていきたいと考えております。

小澤委員

この問題の根本はやはり、現実的に、神奈川の枠が小さすぎるのですよね。ですから、国が定めた数字だからとそのまま神奈川はこれだけとするのではなく、県に折衝していただいて神奈川の枠自体を増やしてもらわないと。

海も変わってきているのです。昔はこの時期にマグロが近くにいなかったのでしょうかけれども、今は近くにマグロがいます。ですから、昔の実績を基にこのまま続けると、定められた枠の中で実績が作られているわけですから、いつまでたっても増えないではないですか。

国の配分がこうだから、これが神奈川の数字ですよ、とするのではなく、それを少しでも増やしてもらおうのが県の仕事だと思うのです。それを頑張ってください。

水) 石黒担当課長

我々としても、くろまぐろが増えているという実態から、本県の漁獲枠を増やして欲しいということは当然伝えていかなければいけないのですけれども、国の擁護をするわけではありませんが、国全体の枠の中で、資源が増えているという状況は各県同じかと思えます。

そういった中で、どのような根拠を持って枠を割り振るのか。おそらく、令和7管理年度については全体の枠の話が出てくると思われますので、そこで先ほどの、例えば逃した状況をどう配慮するのかというところも含めて、これから議論されていくことかと思えます。その中で、本県の皆さん、海区委員会、それから個別に、各定置網等の漁業者さんの意見を聴取しながら対応していきたいと考えております。

小澤委員 是非とも神奈川県全体の枠を増やしてもらえよう頑張っていただけたら。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

鵜飼委員 資料7の令和5年度最後の配分では15.5トンに増えていますね。これはどういった経緯なのか。余ったから増えているのでしょうか。

先ほどからの議論は要するに、この配分方法がよくわかっていないのですよね。やはり、そこをしっかりと説明していただくのが良いかと思えます。

それから、最初から15トンをもらってしまうと、それでも良いのですけれども、使い切ってしまった場合に後半でもらえないと困りますね。今までの例から、おそらく国は徐々に増やすのではないかと思います。

そういう考え方もあるかと思いますが、配分方法だけはしっかりと御説明いただけると。これは15トンですので、結局12.4トンから増えたということですよ。

今年度も増える可能性はあるのですか。

水) 照井GL はい、そうです。

鵜飼委員 先ほど言われたように、小出しにされてしまうと最初に獲れた時に消化しきれない。それならば最初から15トン欲しいという意見もある。

ただし、最初に15トンを獲ってしまうと、今度は残りが来るかどうかかわからないという心配がある。

その配分の仕組みを説明していただけたら良いかと思えます。

ぜひ、よろしくをお願いします。

水) 石黒担当課長 鵜飼委員がおっしゃるとおり、まずこの配分のルールについてしっかりと御説明するというところで、改めて整理させていただきたいと思っております。

なお、資料7は、後ほどまた議題の中で説明しますが、これは、他の県からの譲受けがあったというものになります。

鵜飼委員 どうしてその譲受けができたのですか。

水) 石黒担当課長 他県で余剰枠があり、それに対して手を挙げたところ、国の方から希望した県に均等配分がされたものです。

議長 他に御意見等ございますか。

今、御意見を伺っていて問題だと思ったことが2点あります。

第1点目は、県別に枠を決めているわけですよね。その枠の決め方については、かなり皆さん疑問に思っておられて、改善の余地があるのではないかと思います。

この県別の配分の仕方というのは、水産庁の担当部署が独自に決めているのでしょうか。それを検討するような場所はないのでしょうか。こういうふうにやるべきですとか、様々な意見をまとめるような委員会のようなものはないのでしょうか。

水) 照井GL 特にはありませんが、年度途中でその追加配分を希望するかといった調査がありますので、そういうときに手を挙げていく。その結果、水産庁が調整をして、神奈川には何トン配分しましょうという形で追加になるという形になっております。

議長 主張したところでどこまで水産庁が受け入れるかわかりませんが、そういう配分の仕方をもう少しオープンにして検討すべきではないかということも言っていた方がよいのではないかと思います。

先ほど話がありましたけれども、実際、捨てている量もカウントすべきであるとか、そういうことも含め、どのように県に配分していくか、より公平に配分するにはどうすれば良いかということは検討すべき事項ではないかと思いました。

それから第2点目は、もともと枠が小さいというのは一番大きな原因だと思うのです。資源に対してTACが少なすぎるということが一番の原因だと思うのですけれども、そちらはおそらく、国際委員会で決まっているからということで、あまり議論の対象にはしてもらえないと思います。そうしますと、県別に配分された枠をいかに有効に使っていくかということも非常に重要になると思うのです。

今話を伺っていますと、かなり無駄がある。獲れているのに捨てなければならないですとか、そういう事態も非常に起こっているようですので、より有効に枠を利用するための方法を検討するような委員会を作るか、あるいは水産課の方で案を作ってください、こうすれば現状よりもより良くなるのではないかと御提案いただくなど、何かそういうことをすべきではないかと今意見を伺って思ったのですが、それについてはいかがでしょう

か。

水) 石黒担当課長 配分の方法については改めて、現状を整理したうえで御説明させていただきたいと思います。

枠の見直しというのは、今資源が増えている状況で国際会議の中でもそういった話が出ていますから、令和6管理年度までは前年同様の配分になっておりますけれども、令和7管理年度以降については今後変わってくる可能性がありますので、国との調整会議と申しますか、これまでも担当者レベルの会議の中で意見交換が行われてきておりますので、そういった場で意見を述べつつ、どのような形になるか、本県の主張はもちろんしながら、配分の方法について意見を述べていきたいと考えています。

2番目の、資源をどう有効に使っていくのが良いのかという点につきましては、定置網と一本釣りでは考え方が若干違っているところもありまして、これまで一本釣りの方ですと、値段の良い冬場にたくさん獲りたいので、その前は逆に消化しないでおきたいという御意見もあります。

今回6管理年度の大型魚の枠は通年で6.6トンという形で配分しておりますけれども、一方、小型魚の方は四半期ごとに配分があります。近年の大型魚の漁獲量の多さを配慮すると、通年で配分するのが良いのかどうかというところも含め今調整しているところがございますので、令和6管理年度は通年ですけれども、その考え方について変更が必要であれば、途中でもこれについて御意見を伺っていきたく思っております。

現時点では、そういったものを話し合う県全体の協議体というものがございますので、基本的には個別の漁協さん、もしくは地区単位でお話を聞きながら調整しているという状況でございます。その辺につきましても、こういった会議体が最も良いのかということも含め、検討させていただきたいと思っております。

議長 はい。ぜひよろしく願いいたします。

福本委員 他に御意見等ございますでしょうか。

水) 照井GL すみません、これは6.6トンで出すということですか。

福本委員 はい。そのような案でございます。

水) 照井GL 増やして出していただきたい。

福本委員 この6.6トンというのは、国から示されている数字になります。

水) 照井GL それで良いですよと答申をするかどうか、という話なのではないのですか。これで良いですよ、という話なのですか。

水) 石黒担当課長 6.6トンは既に国から神奈川県あての割当通知という形の決定事項になっ

ております。

今回諮問させていただいているのは、いわゆる配分量についてでして、資料2-4を御覧ください。全体の枠、大型魚の6.6トン及び小型魚の39.4トンについては既に決まっております、小型魚の39.4トンについては漁船漁業と定置漁業に分けて、四半期毎にこのように配分させていただくという内容、それから大型魚については通年で6.6トンという配分にさせていただくということを今回諮問させていただいております。

福本委員

諮問をする意味がどこにあるのですか。そのような諮問ではなくてトン数の諮問といいますか、これが決まる前に話をさせていただけないのですか。

先ほど申し上げましたが、国から降りてくる値が決まりましたと言ったところで、誰がどのように決めているのかと。これで決まりましたから、これでやってくださいと言われたところで、浜に帰ったら承認したのかと言われてしまいます。

山本事務局長

今いろいろとマグロの漁獲量の件で御不満が出ているというのは、その枠ですとか、あるいはその決め方が、皆さんが知り得ないところで決められてしまっている、自分たちの意見が考慮されていないといったところがあるかと思えます。

過去に漁獲がなかった時点で決められたルールであり、現状が変わっているということもあると思えますし、まず国が配分を決める際の、配分を変えさせるための努力をして欲しいという話を先ほどから伺っておりますので、例えば総枠の話についても、現在捨ててしまっている量があるですとか、そういった話をどのように国に持っていけるか、行政として何もしないのではなく、ある程度皆さんと調整しながら、国に対して言っていくということ。

それからもう1つ、県内で決めているルール、先ほども1.5キログラムですとか1キログラムという話がありましたが、それは県内の合意事項になると思えますので、皆さんが納得できる形で議論をしていけば良いかと思えます。その会議体がないということでありましたら、それはしっかり作っていくということ。重要な案件であれば、各会議体を作って皆さんが納得するような議論をしていくということが必要だと思えますので、しっかりと対応させていただきたいと思えます。

議 長

福本委員がおっしゃるのは、おそらくこの6.6トンに合意できないということだと思えるのですが、それは今回の諮問事項ではないということですね。

山本事務局長

諮問とは別ですけれども、そういった御意見をいただきましたので、それ

は行政当局として受け止めて、しっかりと対応していきたいと思いたすので、よろしくお願いいたします。

議長 私は、その県毎の配分方法自体を検討するような委員会を水産庁の中で作るか、もっとオープンにして作っていただきたいと思いたす。なかなか水産庁はそうはいかないと思いたすけれども、ぜひそういう意見も言っていたければ。

山本事務局長 何も言わなければ動きませんので、しっかり伝えていくということは取り組んでいきたいと思いたす。

議長 ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、この諮問事項の内容につきましては、異議がない旨知事に答申するということによろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それでは、そのように決定します。

続きまして、指示事項（１）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項（１）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題といたします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）竹村主事 【資料３及び資料４に基づき説明】

水）相澤副技幹 【資料３に基づき説明】

議長 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員会指示の効果がかなり上がっているということです。

特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動することとし、承認基準についても原案どおり制定するということによろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決定します。

続いて、報告事項（１）「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）竹村主事 【資料５に基づき説明】

議長 この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということによろし

いでしょうか。

委員一同
議 長 了 承
それではそのように決定します。
続いて、報告事項（２）「太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について」を議題とします。
資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いします。

事）竹村主事
議 長 【資料６に基づき説明】
この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
では、私から１点よろしいでしょうか。
キンメに関しまして、西の方で、随分小型のものを水揚げしているという
ようなお話を伺ったのですけれども、それについて何か議論等あったのでし
ょうか。

官川委員
この会議とは別にキンメの会議が今年度あったのですけれども、そこで一
都三県の代表者が、三重と愛知の漁業者にお願いしに行くという話が出てい
ます。
また、水産庁長官にも、そういうことがあるのだということで陳情に行く
方向で今調整しているところです。
ただ、これは違反操業ではないようなのです。ですから、やめるように言
うことはできないようで、あくまでもお願いということで行くという段取り
になっています。

議 長 わかりました。ありがとうございました。
その他に御意見等ございませんでしょうか。
それでは、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょ
うか。

委員一同
議 長 了 承
それでは、そのように決定します。
続きまして、報告事項（３）「くろまぐろに関する令和５管理年度におけ
る神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。
資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水）照井GL
議 長 【資料７に基づき説明】
この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
これが先ほど議論になっていた、３トンがプラスになったというもので
すね。

水）照井GL はい、そうです。

議長
水) 照井GL
議長
福本委員
水) 照井GL
福本委員
水) 照井GL
福本委員
水) 照井GL
議長
委員一同
議長
水) 村尾主事
議長
水) 村尾主事

これはいつ決まったのでしょうか。
3月7日に国から示されまして、3月11日に、県内にて公表させていただきました。
他に御意見、御質問等よろしいですか。
はい、お願いします。
その3トンが増えたときに、1日1本で4日間休めという話だったのですが、この決め方というのはどこで決定しているのですか。国で決めているのでしょうか。
県内でございます。
これにつきましては、業者さんたちを交えた中での話し合いの中で、80%を超えた場合、90%を超えた場合といった規制と申しますか、どのような制限をかけていくかを決めていく中で、決められたルールでございます。
城ヶ島でやっている会議ということですか。
過去の経緯については把握しきれていないのですけれども、そういった形で、漁業者さんたちを集めた中で決めたと伺っております。
もし城ヶ島で決めたというのであれば、決めた決めないの話ではなく一方的な話ばかりであったと思うのですけれども。
1日1本で4日間など、誰も言ってないと思います。
今年ではなく、何年か前になります。
そのような話は一度も受けていないと思います。根拠はどこにあるのですか。3トンあって、1日1本というのは。
当時の資料について調べて、次回報告させていただきます。
他に御意見、御質問等よろしいでしょうか。
特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。
了 承
それではそのように決定します。
続いて報告事項(4)「定置、区画、共同漁業権に関する資源管理状況等について」を議題とします。
資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。
【資料8に基づき説明】
この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
次回報告というのはどういう意味なのでしょう。
今回の海区委員会までに報告書の提出を依頼しましたが、間に合わなかつ

た漁協さんのデータが次回報告となっております。

議 長 令和5年度に報告するという意味ですか。

水) 村尾主事 揃い次第、なるべく早く報告したいと思います。

議 長 他に何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

鵜飼委員 資料8-3の三和漁協さんは全部斜線ですが、実績はないということでしょうか。それとも、報告がなかったのでしょうか。

水) 村尾主事 報告がありませんでしたので、このように記載させていただきました。

鵜飼委員 次回報告もないということでしょうか。

水) 照井GL 記載ミスでございまして、次回報告とさせていただきます。

議 長 他にございませんでしょうか。

はい、お願いします。

玉置委員 資料8-1の3枚目、定置の14号ですが、0が並んでいるのは次回報告ではなく全部0ということよろしいのでしょうか。

水) 相澤副技幹 定第14号の三和漁協さんですが、漁獲なしということで御回答いただいているところです。

理由等について報告書の中に特段記載がなかったのですが、漁業権者からは網の破損があったため、この期間に漁をしなかったと聞いております。このことについては改めて確認をしたいと思います。

議 長 他に御意見等ございませんでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議 長 それでは、そのように決定します。

続きまして、その他(1)「委員会の開催に係る議事事項の確認について」を議題とします。

事務局から概要の説明をお願いいたします。

山本事務局長 2月の委員会ですけれども、議題につきまして事務局と水産課において調整を行いましたところ、特段議題となる案件がなかったことから、会長にお諮りしたうえで、事務局から委員の皆様へ開催を見送る旨の御連絡をさせていただきました。

しかし、開催しなかったことにつきまして、議題とする案件の有無については事前に各委員にも確認した方が良いのではないかと御意見をいただきましたので、本日、委員会の場でこの件について皆様から意見をいただ

ればと思います。

例えば委員会が開催されるものと思い、次の機会に言おうですとか、そうお考えになっている委員の方もいらっしゃるかと。基本的には「その他」の案件になると思うのですけれども、そういったこともあろうかと思っておりますので、事務局の案といたしましては、こうした委員会の場で、翌月以降の委員会について、委員の皆様において議題としたい案件の有無を確認し、案件がある場合は事前に提案をいただく。その提案を含めて議題の有無を事務局、水産課で調整をしたうえで、開催について会長にお諮りすることとしたいと考えております。つきましては、議題の御提案等がございましたら、手続きの都合上、この委員会の場ですとか、あるいは次回委員会の開催の2週間前をめどに事務局まで、お知らせいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長

ただいま事務局から説明いただきましたけれども、このことにつきまして何か御意見等ございますでしょうか。

黒川委員

今言っていたとおりで良いのですけれども、開催しない場合は理由を明確に知らせていただければ良いかと思えます。

山本事務局長

単に開催しないという連絡だけではなく、案件がないのでといったような。

黒川委員

はい。今おっしゃられたように、何か提案がないかと。

もしなかった場合、少し話は変わってしまうかもしれませんが、遊適法の関係で水産課にも問合せが殺到しているのではないかと思います。遊適法が4月から変わるとか、水産庁が結構なことをやっていて、現場はとても混乱しているのです。それで、問合せのお電話をすると、知らないですとか、担当ではないということで、結構たらいまわしにされてしまう業者さんがいるようで、もともと漁業者の遊漁船なので、なかなか組織の上に来ないのです。横須賀市東部さんや横浜市組合は情報が入ってくるのですが、おそらく小田原さんなども結構問合せを入れていて、小田原さんには説明に行っていると思うのです。

その遊適法に関して説明がなく、いきなり4月1日と言われて、遊漁船業者さん方はとても焦ってしまっているのです。

今回、横浜市組合は、組合が主として遊適法に関して動くように指示を出しています。1日からアルコールチェック等の書面を書くのですけれども、エンジンを始動する前などに全部確認をするのは当たり前でしたが、この間の事件で結構そのしごらみが来てしまっています。

山本事務局長

その辺は水産課にも、業者の方から結構電話入れていると思うのです。
そうですね。例えば、いかだの話ですとか今の法改正の話など、直接この委員会で審議するものではなかったとしても、そういった意見が上がってきているのであれば、当局として、委員会の場でなくても、例えば漁業調整、遊適法の所管の場で捌きましようですとか、こちらで対応しましようといった回答をお伝えし、持ち帰っていただくということはできると思います。先ほどのマグロの話にしても、例えば資源管理の話であれば、この場で議論をするのではなく、例えばそういう会議体が欲しいということであれば、そういった御意見があったので前向きに検討していく方向で動いているとお答えし、それを皆さんに持ち帰っていただくといったような。皆さん現場で様々な意見なども受けてこられるでしょうし、行政に対して回答を求めたいものもあるでしょうから。

黒川委員

ただ、ある程度前もって言うておかないと資料も集められないですね。

山本事務局長

そうなのです。

黒川委員

先ほど福本委員が言っていたように、漁師にとって当たり前なのですよ、逃がせというのは。当然なことに当然の返事をするから水掛け論になってしまうのです。

漁業者の中にも分野があつて、福本委員はそちらに力を入れていますが、私は遊漁船の方に力を入れていますが、おそらく考え方は同じなのですけれども、論点が少し違うのです。

ですから、資料がなく水掛け論になっている話で、ただ「検討」と言われても、何を検討しているのかと思ってしまうのです。

そこで、今日はそれを打診しようと思ひまして、資料を集めておいてほしいというのが趣旨です。

山本事務局長

いただいた御意見に対してすぐその場でお答えできるものばかりではないと思いますので、そこはお時間をいただくとか、何回かやりとりを重ねていければ。

黒川委員

そのために、個々に、密に、前もって情報を伝え、どうですかと聞いていただくのが、普及員ですとか組織の宿命ではないかと思ひます。水産課は漁師を守るための課なのでしょう。

漁師さんの気持ちもわかりますし、中間に挟まれて、やってあげたいけれども順序があつてできないという行政の気持ちも分かります。けれども、お互いが歩み寄るのであればやはり、この会議の前にある程度質問したい内容等を伝えておくことが大事だと思ひます。そうすれば、その内容から次の論

議長

点が始まるのではないかと思います。

他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今の御意見は、当日発言しても当然良いけれども、それよりも、事前にこういうことについて議論したいと言っておいた方が良いということですね。

黒川委員

時間の無駄というわけではないですけれども、一方の肩を持ってしまったら、会議にならないではないですか。

議長

わかりました。他に御意見等ありますか。

それでは、先ほど事務局案と重ね合わせまして、もちろん当日に御発言いただいても結構ですけれども、事前に議論したいことがあれば、可能であれば2週間ほど前までに、その議論の内容を事務局まで連絡していただくということでよろしいでしょうか。

委員一同

説明を了承

議長

では、そのようにさせていただきます。

その他、委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会は長くなりましたが、これで閉会といたします。

なお次回は4月24日水曜日14時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

以上